

○下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年5月10日
規則第2号

改正 平成17年12月12日規則第4号 平成18年6月14日規則第1号
平成19年3月23日規則第2号 平成20年7月18日規則第3号
平成27年8月11日規則第1号 令和元年10月31日規則第2号
令和2年10月30日規則第4号 令和5年4月1日規則第3号
令和7年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例（平成13年下妻地方広域事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(開園時間及び休園日)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める公園の開園時間及び休園日は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の開園時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用の制限等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公園の利用を制限し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 感染のおそれのある疾病にり患している者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）を携帯する者
- (3) 酒気を帯びている者

- (4) 入れ墨をしている者その他の他人に威圧又は嫌悪の情を催させるおそれがある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が公園の適正な管理運営に支障があると認める者

(利用の許可の申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により有料施設等を利用しようとする者は、利用する日の7日前までにフィットネスパーク・きぬ利用許可申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、有料施設を利用しようとする者は、使用料を納付して、普通券、会員券又は一日券の交付を受けなければならない。この場合において、会員券によってほっとランド・きぬを利用しようとする者は、利用の都度1回当たりの使用料を納付しなければならない。

(利用許可書の交付)

第6条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、フィットネスパーク・きぬ利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

- 2 前項の規定による利用許可書の交付は、原則として申請の順による。

(利用変更等の許可の申請)

第7条 条例第3条第3項の規定により利用の許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとする者は、フィットネスパーク・きぬ利用変更・中止許可申請書（様式第3号）により管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、フィットネスパーク・きぬ利用変更・中止許可書（様式第4号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第8条 第6条第1項の利用許可書の交付を受けた者は、交付と引換えに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 下妻地方広域事務組合が主催する行事に利用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめフィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）減免申請書（様式第5号）により管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）減免決定通知書（様式第6号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）還付申請書（様式第7号）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）還付決定通知書（様式第8号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 条例第7条第2号に規定する期間は、利用する日の7日前までとする。

（損傷等の報告）

第11条 公園を利用する者は、公園を故意又は過失により毀損し、又は滅失したときは、遅滞なく管理者に報告し、適切な指示を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 条例第15条第2項の規定による開園時間及び休園日の変更に係る承認の申請は、フィットネスパーク・きぬ開園時間及び休園日変更承認申請書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第19条第4項の規定による利用料金の承認の申請は、フィットネスパーク・きぬ利用料金決定・変更承認申請書（様式第10号）により行うものとする。

3 条例第15条第1項の規定により指定管理者が公園の管理を行う場合は、第4条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、第5条及び第8条から第10条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則(平成17年12月12日規則第4号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成18年6月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

付 則(平成19年3月23日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年7月18日規則第3号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則(平成27年8月11日規則第1号)

この規則は、平成27年8月11日から施行する。

付 則(令和元年10月31日規則第2号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

付 則(令和2年10月30日規則第4号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和7年3月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として
所要の補正を行い使用することができる。

別表(第3条関係)

施設名	開園時間	休園日
ほっとランド・きぬ	午前10時から午後9時まで	(1)毎週月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になるときは、その翌日とする。 (2)12月29日から翌年の1月3日までの日
多目的グラウンド	午前9時から午後9時まで	
多目的広場 (グラウンドゴルフ場)	午前9時から午後5時まで	
親水公園	午前8時から午後9時30分まで	
駐車場		

様式第1号(第5条関係)

フィットネスパーク・きぬ利用許可申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様
(指定管理者)

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先 (電話番号)

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

(1) 利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 午前 午後 午前 午後				
(2) 利用目的					
(3) 利用内容	施設名		単位	利用人員	使用料 (利用料金)
	ほっとランド・きぬ	プール	1コース 時間	人	※ 円
			2コース 時間	人	※ 円
			3コース 時間	人	※ 円
		研修・会議室	室 時間	人	※ 円
		サークル室	室 時間	人	※ 円
	多目的グラウンド 1面		時間	人	※ 円
	多目的グラウンド 照明灯		時間		※ 円
	多目的広場 (グラウンドゴルフ場)		時間	人	※ 円
				人	※ 円
合計			※	円	
備考					

※欄には記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

フィットネスパーク・きぬ利用許可書

第 年 月 日 号

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先 (電話番号) 様

年 月 日付けで申請のあったフィットネスパーク・きぬの利用については、次のとおり許可します。

(1) 利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで (午前) (午後) (午前) (午後)				
(2) 利用目的					
(3) 利用内容	施設名		単位	利用人員	使用料 (利用料金)
	ほっとランド・きぬ	プール	1コース 時間	人	※ 円
			2コース 時間	人	※ 円
			3コース 時間	人	※ 円
		研修・会議室	室 時間	人	※ 円
		サークル室	室 時間	人	※ 円
	多目的グラウンド 1面		時間	人	※ 円
	多目的グラウンド 照明灯		時間		※ 円
	多目的広場 (グラウンドゴルフ場)		時間	人	※ 円
				人	※ 円
	合計			※	円
備考					

下妻地方広域事務組合 管理者
(指定管理者)



様式第3号(第7条関係)

フィットネスパーク・きぬ利用変更・中止許可申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様
(指定管理者)

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先 (電話番号)

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、許可を受けた利用を（ 変更・中止 ）したいので、次のとおり申請します。

利用施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ プール ☐ 研修・会議室 ☐ サークル室 ☐ 多目的グラウンド ☐ 照明灯 ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後
変更・中止理由		
備考		

様式第4号(第7条関係)

フィットネスパーク・きぬ利用変更・中止許可書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先（電話番号）

年 月 日付けで申請のあったフィットネスパーク・きぬの利用（変更・中止）については、次のとおり許可します。

利用施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ プール ☐ 研修・会議室 ☐ サークル室 ☐ 多目的グラウンド ☐ 照明灯 ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後
変更・中止理由		
備考		

下妻地方広域事務組合 管理者
(指定管理者)



様式第5号（第9条関係）

フィットネスパーク・きぬ使用料(利用料金)減免申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様
(指定管理者)

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先（電話番号）

⑨

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ 多目的グラウンド ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）		
利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
減免申請理由			
減免申請内容			
減免申請額等	使用料 (利用料金)	減免額	減免後の使用料 (利用料金)
	円	円	円
備考			

様式第6号（第9条関係）

フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）減免決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 様
連絡先（電話番号）

年 月 日付けで申請のあったフィットネスパーク・きぬの減免については、次のとおり決定したので通知します。

利用施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ 多目的グラウンド ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）		
利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
減免申請理由			
減免申請内容			
減免申請額等	使用料 (利用料金)	減免額	減免後の使用料 (利用料金)
	円	円	円
備考			

下妻地方広域事務組合 管理者
(指定管理者)



様式第7号(第10条関係)

フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）還付申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様
(指定管理者)

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩
連絡先（電話番号）

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用しなかった施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ プール ☐ 研修・会議室 ☐ サークル室 ☐ 多目的グラウンド ☐ 照明灯 ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）
利用しなかった日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
還付申請理由	
還付申請額	円
備考	

※使用料（利用料金）を納付したことが確認できる書類を添付すること。

様式第8号(第10条関係)

フィットネスパーク・きぬ使用料（利用料金）還付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 様
連絡先（電話番号）

年 月 日付けであったフィットネスパーク・きぬの還付については、次のとおり決定したので通知します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用しなかった施設名	☐ ほっとランド・きぬ ☐ プール ☐ 研修・会議室 ☐ サークル室 ☐ 多目的グラウンド ☐ 照明灯 ☐ 多目的広場（グラウンドゴルフ場） ☐ その他（ ）
利用しなかった日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
還付決定理由	
還付決定額	円
備考	

下妻地方広域事務組合 管理者
(指定管理者)



様式第9号（第12条関係）

フィットネスパーク・きぬ開園時間及び休園日変更承認申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様

指定管理者 住 所

名 称

代表者氏名

⑨

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり開園時間及び休園日を変更したいので、承認を求めます。

施設名			
変更内容	開園時間 ・ 休園日		
変更期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
変更前	開園時間	休園日	
	時 分から 時 分まで		
変更後	開園時間	休園日	
	時 分から 時 分まで		
変更理由			
備考			

※備考欄には、利用者への周知方法等を記入すること。

以下は、記入しないでください。

受付	年 月 日	承認	年 月 日
----	-------	----	-------

様式第10号（第12条関係）

フィットネスパーク・きぬ利用料金決定・変更承認申請書

年 月 日

下妻地方広域事務組合 管理者 様

指定管理者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり利用料金を（決定・変更）したいので、承認を求めます。

	施設名	金額（円）
決定・変更後 利用料金		
決定・変更日	年 月 日 から	
変更理由		
備考		

※備考欄には、利用料金の根拠及び利用者への周知方法等を記入すること。

以下は、記入しないでください。

受付		承認	
	年 月 日		年 月 日